

第4回
外国法事務弁護士制度に係る検討会
議事録

第1 日 時 平成27年6月26日（金） 自 午前10時00分
至 午後 0時00分

第2 場 所 法務省20階第1会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 意見交換
4. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○中島官房付 それでは、所定の時刻になりましたので、ただいまから第4回の外国法事務弁護士制度に係る検討会を開催いたします。

それでは、松下座長に議事進行をお願いいたします。

○松下座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。

初めに、事務局から本日の配布資料について御説明をお願いします。

○中島官房付 本日の資料といたしまして、議事次第に記載しております資料目録のとおり、資料1から資料3までを配布しておりますので、御確認ください。

本日、非公開とする資料はございません。

○松下座長 続きまして、本日の議事進行ですが、本日はまず、日本弁護士連合会からお配りしている資料1及び資料2に基づきまして、これまでの議論の補足説明をしていただきます。

その後、法務省から資料3に基づいて、論点整理の趣旨について説明をしていただきます。

その上で、論点を幾つかに分けて、委員の皆様にご意見交換を行っていただきたいと思っております。

それではまず、日本弁護士連合会から御説明をお願いできますでしょうか。

○兼川次長 それでは、資料について補足説明いたします。

資料1は、当連合会でまとめた外弁受入制度のまとめのものでございますけれども、連合王国につきましてちょっと誤りがあるという御指摘をいただきましたので、崎村委員の御発言を参考にいたしまして少し訂正しております。

それから、資料2でございますけれども、前回のプレゼンテーションにおきまして、アメリカが厳しい職務経験要件を受け入れたのは、日本の職務経験要件に呼応してのことだというふうに聞いているというような御発言がございました。それにつきましては、日本で外弁制度をつくったときの法務委員会会議録がございまして、資料2に一部抜粋の囲みがしてある井嶋政府委員の発言で、アメリカにおきましては、昭和49年にニューヨーク州がこのルールをつくったが、そのときは、5年以上の実務経験のある者、あるいは年齢26歳以上である者といったことを資格要件としたということで、これを参考にして日本で外弁制度を創設したということでございますので、日本の厳しい要件をアメリカで参考にしたというのは、もしかすると少々事実関係が違いかもかもしれませんので、参考までに配布させていただいたものでございます。

以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から資料3の論点整理について御説明をお願いいたします。

○中島官房付 資料3の職務経験要件に関する論点整理という表題の1枚紙を御覧ください。

今回、職務経験要件についての意見交換をしていただくに当たりまして、事務局の方で論点を簡単にまとめたものでございます。

論点としては、大きく分けて1から4まで4つございます。

まず1点目が、能力・資質・倫理の担保の在り方、つまり、外弁の依頼者の保護を図るために、原資格国の弁護士資格に加えて、何らかの制度的な担保が必要かということです。

これは、前回のプレゼンテーションの際に、原資格国においては弁護士として資格を取っ

たその日から活動できるのに、それに加えて何らかの要件を課するのは合理性がないのではないかというような御意見が出ておりましたので、これを踏まえて論点としたものでございます。

2番目の論点は、職務経験要件の在り方ということでございます。

原資格国の弁護士資格に加えて何らかの制度的な担保が仮に必要なとした場合に、では、その制度的な担保として、現在の法律にあります職務経験要件というのが合理的なのかどうかというところでございます。

この点をさらに詳しく3点に分けております。まず、現在職務経験要件が存在するわけでございますけれども、この要件が存在することによって、具体的にどういった弊害が生じているのかということが1点目でございます。これは、主に職務経験要件を撤廃すべきという立場の方から御意見をいただくことになろうかと思っております。

それから、2点目ですけれども、これは逆に、職務経験要件を撤廃することにした場合に具体的にどういった弊害が生じるか。これは、主に職務経験要件を維持すべきであるという立場の方から御意見をいただくことになろうかと思っております。

それから、3点目でございますけれども、これは職務経験要件以外に何らかの要件を課すとした場合に、どういった要件が考えられるのかというところでございます。

また、これらの点について、諸外国の制度との比較という観点からも御意見をいただければというふうに考えております。

それから、職務経験要件の2つ目の論点として、年数、期間を挙げています。

現在の外弁法は、職務経験要件として3年間を要求しているわけでございます。これは立法当初は5年間であったものがその後短縮されて今は3年間になっておりますが、この3年間という期間が合理的なのかどうか、さらに短縮すべきではないかといったような御意見もこれまでございましたけれども、この点についての御意見をいただければと考えております。

それから、3点目の論点として、労務提供期間の在り方を挙げております。

現在日本での労務提供については1年を上限として3年間の職務経験に算入することができるというふうになっておりますけれども、まず、この労務提供期間を職務経験要件に算入することができるということがそもそも合理的なのか。

これまでの御意見の中では、労務提供期間の算入を認めるべきではないというところまでの御意見はなかったと思っておりますけれども、一応論理的にはこういった考え方もありますので、論点としては挙げさせていただいております。

それから、労務提供期間の算入を認めるとした場合に、現在1年が上限となっているわけでございますけれども、この期間が合理的なのかという点です。

これまでの御議論の中では、1年を上限とすることに合理的な理由があるのかというところで、一方の立場としては、弁護士として自分で直接顧客にサービスを提供するのと労務提供とは質が違うのだという御意見がありました。他方で、原資格国などにおいて、1年目、2年目のアソシエイトがやっている仕事と日本国内で労務提供をやることについて、実質的な差はないという御意見もございました。これについても、両方の立場から御意見をいただければというふうに思っております。

それから、最後、4点目が特区についてでございます。

日本国内の一部の地域を特区として、その特区内に限って職務経験要件を緩和するという

ことに一定の合理性が認められるかどうかという点について、御意見をいただければと思っております。

これらの論点のうち、1から3、特にその中でも1と2については非常に密接に関連する論点でございますし、必ずしもこういった形できれいな切り分けができるかどうかという問題もあろうかと思っておりますけれども、皆様に意見交換をしていただくに当たりまして、頭の整理ということで、議論の便宜上このような論点の整理の仕方をさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明を踏まえまして、本日の意見交換は3つのパートに分けて行いたいと考えております。

まずは、外国法事務弁護士の能力・資質・倫理を担保するために、外国の弁護士資格以外に何らかの制度的担保が必要なのか、そして、その現行の職務経験要件はその制度的担保として合理的なものかといった点について、御議論をいただければと思います。この論点整理の資料でいいますと、1と2に相当する論点かと思っております。この点については、おおむね60分程度を目安に御議論いただきたいと思います。

2番目に、労務提供期間の在り方に関する論点を扱いたいと思います。論点整理の資料でいいますと、3に相当するものです。労務提供期間に関する意見交換は、目安としてですが35分程度の時間を今のところ見込んでおります。

最後に、3番目として残りの時間で特区に関する論点、資料3の論点整理の4ですが、これについて御議論いただければと思っております。

今申し上げた時間配分は、あくまで全て目安でございますが、必ずしも今回の検討会において全ての論点を議論し尽くさなければならないというわけではございませんので、私の方で議論の状況を見ながら適宜進行させていただければと思います。

また、今回の検討会で議論ができなかった論点や、さらに議論をすべきであると思われる論点につきましては、次回の検討会で改めてさらに意見交換をしていただきたいと思いますと考えております。

という進行で、よろしゅうございますか。

それではまず、能力・資質・倫理の担保の在り方及びその職務経験要件の在り方に関しまして、つまりこの論点整理の1と2に関しまして、意見交換をお願いいたします。

どなたからでも、どの点からでも構いませんので、御発言をお願いいたします。

○岡田委員 岡田です。

誰もお話をされないので、私が勇気をふるって口火を切らせていただきます。

まず、もう大分議論は色々なところで出ているのですが、まず日本の場合に、日本の弁護士は、皆さん御存じのようにロースクールで実務教育を受け、その後司法試験を受け、さらに研修所で実務教育を受けて、そして弁護士になる。これが日本の弁護士の一つの制度です。

片や、もう一つの外弁制度というのは、私の理解では多分約200ぐらい世界に国があるそうですが、いずれにせよ、世界に色々な制度の弁護士制度があって、法学部を出れば無試験で弁護士になるところもあるし、各国で色々な制度がある中で、それをいわゆる無試験、無選別で日本で一定の法律業務を行うことを認める、日本の資格をそういう形で与える制度です。

そういう面で、片や日本の弁護士の制度、司法制度の一角をなす重要な役割を本当にさっきもおっしゃられた各国に色々な制度がある中で、日本での一定の資格を与えるという意味で、無試験、無選別で与える場合に本当にそれだけでいいのかという、こういう論点になっています。

それに対しては、今の法律制度は、色々な制度がある中で、片や日本の今申し上げた弁護士制度がある。そのことを考えたときに、能力・倫理の担保としてやはり何か必要ではないかと。そのときに、先ほど最初に制度として日本で外弁制度を導入したときの話がありましたが、やはり他国の制度もみんな見た上で、実務経験というのがやはり能力・倫理を担保する、もちろんある程度担保するという上で、その要件が適切ではないかと、こういうふうに判断をして制度は成り立っていると理解しています。

そういう意味では、むしろ確かに私としては、もし職務経験要件がないとしたら、まさしく即独立する、即サービスを直接依頼者に提供できるという、そういうことになるわけですが、それがやはりどうなのかということ、これも一つ問われているのではないかと思っています。

一応、口火を切らせていただきました。

○松下座長 ありがとうございます。

この論点整理の1及び2について、今の点でも、ほかの点でもいかがでしょうか。

○崎村委員 崎村です。

先ほどおっしゃられた点ですけれども、日本において即サービス提供をできるということに関しては、それは正直、資格を取られた日本の弁護士もそのとおりなのであって、それを各海外の弁護士資格を持った者と別途に、実務経験を要するように外国の弁護士にはするというのは、その外国の資格をどういうふうにとった経緯ということを見ない限りは、必ずしもロジカルではないと思います。

なぜかと言うと、例えばイギリスの資格の取り方を申し上げますと、ロースクールに行き、その上で2年間のトレーニーとしての実務経験を積まなければ、もともとの資格が取れません。その中で、その上で3年の職務経験を課すということは、実質的にはイギリスの弁護士には5年の職務経験を課しています。それは、例えばイギリスに対してはそれは多過ぎるのではないかとはいえます。

その上で、もう一つ申し上げたいのは、外国法の弁護士が日本でサービスを提供するに当たってどういうサービスを提供したいかと言うと、日本法ではなく外国法なわけです。その外国法に関しては、外国法の資格の取り方というものがあって、それに関して日本の立場から文句をつけるというのは、その資格を単に信頼していないとそういうことになると思うのですけれども、それは各国の資格の取り方に関してどういうことなのかというのはあると思います。

私、イギリス法のプレゼンをしたときに、幾つかまだペンディングなことがあったというふうに理解しています。そのうちで1つが、例えばイギリスは、全体的には基本的には自由に外国法のサービスというのは提供できるのですけれども、レジスタード・フォーリン・ローヤーという制度があって、イギリスのソリシターとパートナーシップを組むにはそういうふうに登録しなければいけないとあって、その制度ですとかそういうことに関しては、原資格法をチェックしているというふうに申しあげましたけれども、そのチェック、それによ

って引き受けられる国とそうでない国というのがあって、それは例えばWTO上問題なのではないかということを経営者のレギュレーターに聞いたのですけれども、それはそうとは認識していない。基本的には、そのやり方をきちんと開示していれば、それがWTOが求めることであるというふうに理解していて、その上で原資格法がどういふふうにとられていて、また倫理上どういふふうにと規制されているか、そういったことをチェックしていますというふうに答えが来ています。

これはちょっと長いので、時間の関係でまだ和訳できていないので次回そのペーパーをお出しいたしますけれども、そういった答えも来ておりますので、200国とおっしゃいましたけれども、実質的に日本で今必要とされているのはもっと少ない国ですとか州の資格だと思えます。それに関して、必要であればそれをチェックすることというのは、やり方としてはあり得るのかなと。もし資格の取り方が、例えば大学も出ずなぜか資格を取れるとか、そういったことが御心配なのであれば、そういうふうにもとの原資格法をチェックするということが一つの在り方なのかなとは思っています。

ちょっと長くなりますが、もう少し申し上げたいことがございます。

この2の職務経験要件の在り方の中で、職務経験要件が存在することによってどのような弊害が生じているかというところがありますけれども、日本はこれから世界のビジネスセンター、金融センターになりたいというふうに思っていると思いますが、これからはもちろんそうなるには、またはそれを維持していくには、様々な成長市場、特にアジアの成長市場との競争が、これから才能への競争というものがとても激しくなるというふうに、サービスプロバイダーというのはみんな認識していると思えます。

その才能ある弁護士のプールというのは無限ではないので、それを日本に呼び寄せてビジネスセンターとして機能させるには、競争力のある弁護士市場というものを日本において提供しなければいけないと私は思っています。

今の職務経験の要件の在り方というのは、それを若い弁護士を日本でサービス提供できないというふうにするによって、その弊害になっているのではないかと思います。若い弁護士がサービス提供をするに当たって、実質というのは、この前のセドラックさんのお話からもあったと思いますけれども、実質的には基本的には、スーパービジョンがある上でサービス提供というのをしているというのが認識です。ですので、競争力のあるビジネスセンターとなるためには、やはり外国法の弁護士の市場というのをもっと自由化するべきではないかと私は思っております。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○崎村委員 すみません。

今の話とはあまり関係ないのですけれども、私がプレゼンしたときに1つ質問があって、それを答え切れていなかったもので、1つ簡単なのを答えてしまいますと、イギリスでローヤーとかアトニーとか、そういった役職名を使うのが問題があるのではないかと質問があったと思います。それはレギュレーターにチェックしたところ、それはないと。特にアメリカ人はよくイギリスでアトニーという言葉を使っていると。問題があるのは、ソリシターまたはバリスターという役職を使うだけであると。そのソリシターまたはバリスターという役職名を自分で使うには、資格を持ってプラクティシングサティフィケートを持っていないといけないということだそうです。

○松下座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○岡田委員 議論のために、やはり前から私もいわゆる一つの視点として申し上げているのですが、今、崎村委員の方で、イギリスの弁護士に焦点に当てた説明をされましたね。もちろんそういう議論もあるのですが、やっぱりこれは制度をつくるというところの議論なので、色々な国の方がおられる、色々な制度があるというのはやはり一つ考えなければいけないと思うのですね。

さらにそこに、やはり制度というのは透明性を持たなければいけない。そこでかなり主観が入ったり、申請してみないと分からないという制度では、それは申し込む人が非常に戸惑う。やっぱり制度としての透明性が必要で、そういう中で議論していかなければいけないのかなというのが一つ。

それから、前から申し上げているのですけれども、そういうことを考えたときに、仕事内容でいけばビジネス、そしてファミリーローとか人権とか色々あります。そして、ユーザー、依頼者ということからいくと、個人、そして中小企業、大企業というのがあります。サービスプロバイダーで見たら、大事務所、そして中小規模の事務所、それからソロプラクティスをやっておられる一人事務所がございます。

今おっしゃられたビジネス、そしてあえて言えば大企業に焦点を当てる、そして大事務所に焦点を当てる、これはもちろん日本の活性化という議論の中で一つ持っていなければならない視点であるというのは間違いないのですが、やはり本件の場合に、さらに、さっき申し上げた色々な仕事内容、そしてユーザーも色々ある、サービスプロバイダーも色々あるという視点も忘れてはならないと思います。

例えば、ここにおられる企業の委員の出身母体は本当に大企業です。でも、中小企業の方もおられれば、個人の方もおられる。今回出ておられる委員の方のいわゆる出身母体である事務所は、本当に大事務所です。でも、本当に小さい事務所もあれば、ソロプラクティスでやっておられる事務所もある。制度を考えるときには、こういう視点もやはりなければいけないと思います。

もちろん、最終的にはどこで折り合いをつけるかということころだろうと思います。ただ、やはりその視点は持った上で、どこでどういう判断をしていくかということころなのかなというふうには思います。

○松下座長 はい、どうもありがとうございました。

どうぞ。

○加藤委員 加藤です。

職務経験要件の在り方で、依頼者の保護という目的の達成だけを考えるのであれば、例えば英国のようにきちっとした教育を受けそして実務研修も経たないと資格を取れない国の方に対しては、そのまま日本でもデイワウンから外弁として働いてよいとし、例えば大学を出てすぐに無試験で資格を取れるような国の方はそうしないといったように、原資格国の弁護士資格がどのように与えられるものなのかというのを国ごとに検討した上で、原資格国ごとに異なった要件を課すのが、目的に合致するのだと思います。ただ、やはり制度という以上、何らかの一律な仕組みを設けなければいけないということで、一律の職務経験の要件を課すということ自体は一定の合理性は認められるのかなという気はしています。

ただ、規制を課す以上その規制を合理的とするだけの立法事実がないといけないと思うのですが、その点について、抽象的には、依頼者の保護、つまり、必ずしも法律関係に明るくない個人の依頼者もいらっしやる中で、そういった方々を保護しなければいけないということは、何となくそのとおりだろうなと思うのですけれども、それを国の規制として正当化するだけの立法事実が本当にあるのだろうかという点が、実はまだぴんときていないところではあります。

そういったところで単なる抽象論ではない立法事実について何かお考えがあれば、議論させていただけたらと思います。

○松下座長 今の点はいかがでしょうか。

○レブラン委員 レブランでございます。

おっしゃったとおり、倫理を担保する目的はあると思いますが、でも、日本の個人の消費者でも、大人であり全く経験ない弁護士がいれば、それはすぐ判断できる方が多いと思います。

それから、そういう職務経験要件の効率性とその要件の弊害を見ると、弊害の方が割と大きい。そういう観点から職務経験要件の在り方を判断しなくてはならないと思います。

弊害の点では、まずエンドユーザーの観点から、一番効率的な体制の法律事務所を採用できるか、若手の弁護士は、特に日本語の堪能な若手の弁護士は海外に行かなくてはならないので、費用とか色々な観点から少し障害があると思います。

それから、そういう若手の弁護士の観点からも大変個人的な障害があると思います。例えば、家族のせいとか、日本に関心を持つ若者は日本にいたいのですけれども、海外に、何年間も引っ越ししなくてはならないということがあります。

それから最後には、これは大体金銭的な問題になりますけれども、お客さんの関係の障害もあるのですけれども、法律事務所の障害があります。弁護士をあちこちに引っ越しさせることも大変負担が重いということがあります。それから、一番最適なりーガルスタッフを準備することも、結構この要件で難しくなるということです。

以上です。

○松下座長 はい、どうもありがとうございました。

加藤委員の御発言は、論点整理でいいますと2の1つ目の丸の(注)の②に関わる、撤廃によって具体的な何か弊害があるかという御指摘と理解いたしました。また、今のレブラン委員の御発言は、逆にその1つ前の①の、職務経験要件の存在による具体的な弊害という御指摘だというふうに理解しましたけれども、今の点いかがでしょうか。

○中島官房付 先ほど加藤委員から御指摘がありました、職務経験要件という規制を正当化するための立法事実について事務局から補足いたします。外弁法の立法とその後の改正の経緯というのは、もともと全く開放していなかったところから徐々に規制を緩めてきたという流れになっております。つまり、規制がなかったので何か弊害が生じた、だからその弊害を解消するために規制を課したという形ではなくて、規制がかかっていたところから徐々に緩めてくるという形になっております。

ですから、立法の在り方としては、むしろ今現在こういう弊害が生じているという立法事実を前提に、その弊害を解消するために何らかの規制をかけるという形ではなくて、規制を緩和するに当たってここまでの緩和であれば恐らく弊害は生じないであろうという考え方の

もとで、法律の改正が行われてきたという流れになるのかなというふうに考えております。

そうしますと、そもそも職務経験要件がなかった状態というのはこれまで存在していなかったわけですので、なかなか具体的な弊害は何なのか、具体的にどういう事態が生じるのかというところを実例としてお示しするのはなかなか難しい面もあるのかなと。あくまで可能性の問題になってしまうというところはあるのかなというふうに思っております。

○岡田委員 その点、よろしいですかね。

まさしくおっしゃるとおりなので、なかなか現実的には、今おっしゃったような経緯があるので難しいのかもしれない。

ただ、あえて私自身の弁護士としての経験から言うと、やはり資格を取った後すぐ、もし依頼者に会ってやっていかなければいけないという、本当にこれは大変だと思います。私自身の経験から、肌感覚ですね、これはもう本当に大変だと思います。もちろんそれは弁護士から見たものなのですが、逆に依頼者などの保護から見ても、やはり本当に駆け出しの者がどういうふうに処理していいのか、どこまでいっていいのか、どうすべきなのか、色々な倫理問題、さらに言えばやはり能力というのもあります。

そういう面で、やはり弁護士としての肌感覚からすると、いきなり直接依頼者に法的サービスをするというのは、相当リスクであることは間違いないです。

もちろん、日本の弁護士はそれでも即独できるじゃないか、即独ってすぐに独立という意味ですが、このような話があるのですが、まさしくそれが今問題になっていて、先ほど申し上げたトレーニングを受けて相当やってきてようやくなった弁護士でも、やはり実務経験がないことによるいきなり独立の問題点が、弁護士会で相当議論されていて、その問題を色々サポートしなきゃいけないのではないかとということで、色々な弁護士会での活動をしている、こういうことがあります。

これがまさしく、実務経験の必要性、意味というところなのだろうと思います。

それと、あともう一点、あえて申し上げる方がいいかなと思うのは、日本での労務提供と海外での実務経験は実質上一緒じゃないかという、こういう話が何回か出ています。でも、そのお話をよく聞くと、要するに若い弁護士にそんなことはさせないと、いきなりクライアントに会わせて何かやらせるということはとても怖くて、一流事務所は絶対やらないと。そういう面では、海外であれ日本であれ一緒なんだと、こういう議論なんですね。

それはもちろんごもっともだと思います。でも、それこそまさしく即独というのか、いわゆる実務経験ない者がいきなりアドバイスをしていくことの怖さ、これは我々は肌感覚で持っている。常にそういうリスクを持ちながらアドバイスをしていくという、まさしくそういうところであるから、海外であれ、本当は1人でやれるのに大手は絶対にやらせない、だから日本と同じなんだという議論が出る。やはりそこは、まさしく実務経験がある程度必要だということを本当に自覚しておられるからではないかなと。それは弁護士として私もそう思いますし、多分やはり大事務所のトレーニングシステムも、今申し上げたところに成り立っているのではないかなと思います。

○松下座長 まず、亀井委員からお願いします。その後、崎村委員でお願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。亀井でございます。

これまで3回、色々な御主張といたしましうか、それぞれのお立場の御主張を伺って、それから事務方で調べていただいた様々な統計などを拝見しております、先ほどもポイント

になりました資格の信頼性という点で、現実問題として、欧米、主要先進国であれば、何となく制度が分かっておりますけれども、そうじゃない国の方々が実際に外弁として仕事をしておられる現実なども拝見しておりますと、なかなか現状の規制というものを緩和するだけのもが見えてこないというのが、私の意見でございます。

制度的担保の要否といったときに、先ほど加藤委員からお話がありましたが、全ての原資格国の制度を調べ上げて、それがリストになって、ここはオーケー、ここはNGみたいなことが、仮に今日現在あるとすればまだしもなんですが、現状ないという中で、どこの国の制度なら信頼できるかということについて、なかなかそれは国民一人一人が判断することは多分難しいだろうと。

色々な法域もありますので、ビジネスニーズの中で特定の法域について相談を受けるということであれば、東京へ来られれば大手事務所があつて何とかなるといふことだと思えますが、親族だとか家族だとかあるいは個々の個人のトラブルだとかといふところまで、果たして日本全国津々浦々で起きることについて、その地方できちっと対応していただけるのかといふと、ちょっと心もとないところがあるのではないかと。

そうすると、規制緩和をしてきた中で、その規制を緩和するだけの条件が整っていないのではないかというふうに今、思う次第です。何となく消去法的に聞こえますけれども、現状では、放り出して国民の一人一人の判断に委ねられるというふうに自信を持って今言える状況ではないと、私はそういう状況ですので、職務経験要件なりの何らかの一定のものが必要であると。

職務経験要件3年が合理性があるのかと言われると、これは決めの問題だという気もしまして、アメリカの諸州を見ても3年ということは決して重いというふうには見えないといふところがございます。これは、5年から緩和されて3年、じゃ次は2年かといふことになるわけですが、これも2年に縮めるだけの逆にその合理性というものがあまり感じられないというのが、現状の意見でございます。

以上です。

○松下座長 はい、ありがとうございました。

○崎村委員 岡田委員のお話に戻りますけれども、即独に関してですね。日本で色々バックアップをされていると、それはもちろん御立派だと思ふのですが、制度的に即独を許していないかといふと、そうではないと思ふのです。この外弁の制度というのは、制度的にいわゆる即独を外弁には許していないということです。

サービスプロバイダーとしてその経験がない者のサービスというのは、もちろん3年経験がある者より劣るでしょう。でも、それに関しては、それは制度的に止めているのではなくて、ユーザーから見てそれが適切であるかですとかそういったことに関して止めるべきであつて、制度的に外弁は3年経験がなければ日本で働く資格がない、日本で働けるといふふうには思っていないというふうにおっしゃるのであれば、それは日本の弁護士も3年間経験を積まないといふと独立してはいけないといふのと同じなんじゃないかと思ふます。

あともう一つは、おっしゃるとおり大企業または大弁護士事務所の議論というののがかなり出ていると思ふますが、それが正直申し上げまして、外国法のサービスの日本における提供の大部分を占めているのではないかと思ふます。反対に申し上げますと、一部はもちろんそうじゃない方々なのではございますけれども、そういったいわゆる社会的弱者ですね、そういった方々

を守るに関しては、それは私も賛成でして、それに関しては例えばこういったこと、もちろん訴訟ですとか相続ですとか家族、そういったことに関しては、何か別の制度を持つとかそういうことでもあり得るのだと思います。

今の3年の職務経験要件の弊害というのは、特にビジネス法であるものだというふうに思っております。やはり消費者保護というものの観点から、特に保護をされなきゃいけないというのは、もちろん個人だと思います。その個人の中でも、おっしゃるとおり家族法とか、そういったことに関してが一番守られるべき方々なのかもしれません。

それに関しては、私の経験から言いますと、たまにそういったことに関してアドバイスできますかというふうに聞かれますけれども、そういった場合はほとんどの場合は、例えば外国の方と結婚されている日本の方ですとか、そういったことに関してのことなのですけれども、ほとんどの場合は日本法のアドバイスが必要なのですね。ですから、私はすぐに日本法の弁護士を紹介しております。

かなりのそういった案件の部分が、実際は外国法が必要なんじゃないでなくて日本法が必要なものだと思います。そういった案件をより厚く保護するというのは、私はそれは構わないと思っています。ただ、制度的に全般的にもう3年経験を持っている者でしか日本でサービス提供してはいけないというのは、これはロジカルではないし、反対に日本の弁護士もそうあるべきなのかという話になってしまうと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

今の御意見は、外国法の法律事務のうち特定のものについては規制を残しても構わないという御趣旨ですか。

○崎村委員 そうです。より弱者を保護すべきような部分というのは、もちろん法律サービス提供の中であると思います。そういったことは考えてもいいかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○上妻委員 委員の上妻です。

今までの議論を聞かせていただきまして、それぞれの立場の御主張はもう大体ある程度明らかになっているのかなとは思いますが、前提としてこの外国法事務弁護士制度というのは、日本の法曹資格のうち外国法事務に関する法曹資格というものを与える制度だというふうに考えておりますので、各国の原資格国の弁護士資格を持った方の行動を、日本において確かに制限する一面はあるとは思いますが、日本における資格の問題ですから、それはやむを得ないだろうと。

ですから、原資格国での弁護士資格が、日本でそのまま当初から、3年の経験を経ることなく使えないというのが当然不合理だとお考えの立場の崎村先生とかの立場と、いや、そうではなくて、日本における法曹資格を与えるに際して日本における弁護士のレベル、司法試験、司法修習といったものを前提に、この資格の一部、本来であれば弁護士が取り扱うべき部分を外国の資格者に開放するに当たってどこまで緩めるかという考え、そちらから下りてくる考え方というところで、大分対立が、そもそももとの立場から見方が大分違ってしまっているのだろうというふうに思っています。

私自身は、この外弁法が施行されたのは相当前になるのですが、弁護士法の方を研究、検討している際に、この外弁法を見て、この資格の付与に関する部分というのは、かなり思い切った部分があるのだろうと思っていました。

と言いますのは、先ほど崎村委員が、外国の資格について日本であれこれ言うのはおかしいのではないかということをおっしゃられたのですけれども、おそらくどの国であっても弁護士相当職と認めれば、最終的に全て平等に扱っているのだらうと思っています。ですから、そういった意味では、先ほど亀井委員の言われたように、あるいは加藤委員が言われたように、それぞれの原資格国の与え方を厳密に見て、これはいい、これはだめとやれば、そこに差異が生じるとは思うのですけれども、弁護士相当職であれば、日本で外国法事務弁護士の資格を取るに当たって、ほかの国との差異はおそらくないはずだと考えています。そういう意味では、外国の資格についてあれこれ言っている法律ではないと、こういうふうには考えています。

ただ、それに当たって、先ほど出ましたように職務経験を前提にしますけれども、そもそも弁護士資格が法学部を出ただけでも与えられるといったような国では、おそらくそういうものだという前提があって運用がされているのだと思うのです。そこは私も現実には分かりませんので、やはり抽象論になってしまうのですけれども、そういった中で実務経験や倫理の研修などそういったものもされていく、それをそういうものであるという前提で見ながら依頼ができる国と、日本においてすぐにできる、それは日本で外国法事務弁護士という資格を与えられている以上大丈夫だろうと、こういう信頼が伴ってしまうだろうと。そのときに、やはり何らかの弊害防止として3年、立法当初は5年でしたけれども、そういった制度的な担保を置いて、実質的にそれが本当に大丈夫なのかというところの検証は非常に難しいわけですけれども、それでともかくこの制度はスタートしたと。現状、特に不都合はなく5年から3年には変更されたと、そこまでは来たというところだというふうに考えています。

ただ、先ほど亀井委員が言われたとおり、ここから先さらに進めるというのに当たって、それほど不合理さというものは私自身もあまり感じてはいません。ビジネスローの分野で色々弊害があるだろうという意見はごもっともだとは思いますが、その一方で、家族法分野ですとか、ビジネスローでも特に中小企業を相手にする分野、このあたりの依頼者保護を考えると、やはりまだそこを突破してでも開放していいのではないかというだけの事実はないという亀井委員の意見は、非常に説得的に感じました。

以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○陳委員 ありがとうございます。

まずは、細かいところはさておき、大原則を皆さんに確認したいと思います。

この検討会が、前回聞いた話では、もう十何年やってきました。何のためですか。改革、緩和のためであるのは大原則であると、私はそう思っています。従いましては、今日の検討会で緩和の可否を議論するのは、これ以上は必要性がないのではないかなと思います。私は、はっきり言って緩和に賛成する立場でございます。

これ、1点目です。

2点目、アメリカはどうか、イギリスはどうか、中国はどうか、それは参考です。彼たちがこうしたので私たちもこうしますという、これは大きな間違いだと思います。日本はいつまでも一番にならないのですか、そういうふうに聞き取りかねます。そうではなくて、いいことであれば率先的にやらなければならないと思います。いいことでなければ、諸外国がど

うのこうのをいう意味がありません。もしかしたら、アメリカもイギリスも中国も、今、自分のところの制度を改革すべきと、そういう検討をしているかもしれません。

3点目、制度というものが誰を保護するのですか。

すべての人を保護するのではなくて、少数派の権利、利益を配慮しながら大多数を保護するのです。外弁制度もそうですし、大多数の需要に応えられるように。これはいい制度であると思います。

また、そもそも外弁は何ですか、誰が利用していますか。さっきおっしゃっていましたが民事関係とか相続関係とか、あるいは、とある国が試験も何にもないと、それでもう弁護士になったと、そういう国はあると思います。ただ、その需要はどのぐらいありますか。アメリカの各州の州法、イギリス法と中国法、これが大半占めていると思います。こういうことを考えなければならず、配慮していかなければならないと思います。もちろん少数派のことについては、これは当然考えなければなりません。ただ、そればかりではないと思います。

外弁の資格の緩和は、なぜ必要ですか。外弁資格のないアソシエートは、クライアントと連絡するときに、全部外弁を通さなければならぬのですね。直接クライアントとコミュニケーションができなければ、業務の遂行に支障が与えられます。

もちろん、外弁資格があるとすれば、若い弁護士は自分で仕事をやるわけではない。ベテラン弁護士の指導の下でやらなければなりません。

最後にまた、時代が変わりました。最近では越境ECをよく聞いておりますが、ECにおける法律の整備が非常に遅れています。例えば、アメリカのウェブサイトで物を買いました。日本で何か問題があった場合、どうするのですか、日本の消費者の権利はどういうふうに保護するかと、そういう問題は色々あります。外弁制度もそうですし、日本ではあまりに厳しくなると、ECのように海外でも十分できますので、わざわざ日本に来て日本の外弁資格を取得してからやることよりも、海外で直接やればよいです。こういう時代になっていますので、時代にふさわしい制度を作っていないのではないかなと思います。

仮に制度の撤廃があまりにも大きなアクションであれば、緩和することはできると思います。具体的にどれほど緩和しますか、1年間でよいです。1年間があれば、一般的な基本的ルールが習得でき、十分であると思います。

また、3番目の労務提供なのですが、外弁の実務経験の所要時間が1年間になったら、労務提供も1年間にして、これは変わる必要がないのですが。仮に1年間の緩和がだめなら、労務提供期間も3年間で構わないと、提言します。

なぜならば、やっぱり先の話で、労務提供は何ですか。業務の中身を見ると、若手の弁護士がやっている内容とは大きな変わりがないと思います。インハウスだとしても、立派な法律のサービスをやっています。何も大きな変わりがないではないか。

確かに違いで言えば、訴訟などなのですね。社内のインハウスだったら、自ら会社を代理して訴訟するのはしませんが、そういうふうに言われれば、訴訟は許可がないとだめです。ただ、訴訟は専門の弁護士、訴訟ではない、専門ではない弁護士が分けていますので、そういう意味では、労務提供のところでは3年間でも認めるべきであると思っています。以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○出井委員 出井でございます。

最初に、職務経験要件を仮に設けるとしても何年間なのかということについて、これも何か実証的なものがあるわけではありませんが、私の実務家としての肌感覚でまず申し上げたいと思います。

今、1年間でいいという御意見もありましたが、私の感覚は、たまたまこの3年と合致して3年ということです。私が弁護士になったころから若手の弁護士に言っていたのは、やはり3年間で一通りの仕事ができる。これは、日本の司法研修所を出ているという前提です。企業法務の分野、さらには私が携わっている国際企業法務の分野では3年でも不十分で、やはり5年ぐらひは必要であろうということでは言っていました。ただ、これは私の個人的な感覚なので、これは色々な御意見があろうかと思えます。

ということで、私は、この3年ということはそんなに違和感はありません。

あと、これも実務家としての感覚をまず申し上げますと、崎村委員がおっしゃったことは、実は私は非常に共感できることが多くて、それは恐らく崎村委員と仕事の分野が近いからではないかなというふうに思えます。ただ、それを前提に制度論としてどうかということが、ここでの検討課題であると思えます。

その際に、これは論点整理をしていただいておりますけれども、職務経験要件、あるいは職務経験要件に代わる何らかの能力・資質・倫理の態度的担保が必要かということを議論する際には、前提として考えておかなければいけないのは、これも他の委員から御指摘ありましたけれども、まず国によって原資格国によって分けることが制度上できるのか、あるいは仮にできるとしてもプラクティカルなのかという点が1点。それから、サービスプロバイダーがローファームに属しているのか、それも大ローファームなのか、中小ローファームなのか、あるいはソロプラクティショナーなのか、そこで分けることができるのか。これは、できないという前提で考えなければいけないと思えます。

それからもう一つ、サービスの内容ですけれども、これも何人かの方から御指摘があったように、企業法務だけとか消費者法を除くとかそういう切り分け方ができるのかどうか。崎村委員はそういう切り分け方もできるのではないかと御提案があって、それはそれで検討していいと思えますけれども、少なくとも今の仕組みではそれができないので、できないという前提で一応考えなければならないのではないかと。何々国法に基づくということでは、切り分けられるのですね。しかし、その何々国法の中の企業法務だけとかそういう切り分け方はできないというふうに私は考えておりますので、今申し上げた3つを前提に制度論は構築しなければいけないのではないかと思えます。

最後に、担保措置としてどういうものが合理的なのかという話になるかと思えます。職務経験要件が本当に合理的な担保措置なのかということは、そんなに簡単な問題ではないのだと、私は思っています。ただ、私は第1回に確か申し上げたと思えますけれども、一定の国で資格を取って、一定期間、特に資格を剥奪されることもなく仕事をしていたということは、それはそれで一定の意味はあるのだと思えます。もちろん、その一定の意味がそれ以上のものではなくて、しかもどういう仕事をやっていたかという中身を問わない、単に懲戒にかからなかったとかそういう消去法でしかないのか、それで十分かという問題はあるかと思えます。

ただ、ここでもやはり考えないといけないのは、合理性に疑問があるからといって、ほかの担保措置を持ってこれるのか、それがまさに論点整理の2の1番目の③ですかね。代替的

なものとして何か持ってこれるものがあるのかということ、併せて議論しないといけないと思います。

この代替措置も、恐らく今よりもハードルが高いものであるというのはなかなか難しいと思いますので、今と同じぐらいあるいは少し緩和されたような代替要件、何か職務経験要件にかわるものがあるのかということが問題になるのだと思います。

それで、先ほど諸外国の制度は参考にすぎないということでしたが、位置づけとしてはそのとおりだと思いますが、色々な法制度を検討するときに、諸外国でどういう法制をとっているのかというのは、単なる参考というよりもやはり重要な参考資料になるのだと思います。多くの国で職務経験要件がとられているようですから、それはそれで合理性が推定されるというわけではありませんけれども、そこはある程度の重みを持って見るべきではないかと思っております。

○松下座長 ありがとうございます。

○レブラン委員 どの国から外弁が来ているのかについて、前回、日弁連からの統計がありましたのですけれども、現実では本当に200カ国ではなくて、多分大変限定されている気がしますけれども、それはもう一度確認していただきたいと思います。

それから、経験要件の、本当にそういう能力・倫理を担保する役割を果たしているかどうかに関して、例えば私自身が家族法関係の案件を取り扱うことであれば、それは過失になると思いますので、本当に出井先生のおっしゃったとおり、実際に提供している業務内容と全く関係ない経験であれば意味がないということです。

それから、そういう観点から、現実の問題、本当にそういう大部分ではなくて多分90%以上の外弁の取り扱っている案件は、会社法とかそういうものですので、本当のこの制度の有効性とこの制度の弊害のバランスは全然一致していないという気がします。

以上です。

○松下座長 はい、どうもありがとうございました。

出井委員、どうぞ。

○出井委員 今、レブラン委員から御指摘のあった点ですけれども、外国法事務弁護士の方々が提供するサービスが、企業法務が今90%とおっしゃいましたが、これも私の企業法務に携わる感覚からすると、企業法務関係が多いのではないかという気はしますが、これは実証されていないと思います。

それともう一つは、仮に90%としても、10%は個人に対するサービス提供があるということですね。10%というのは、こういう制度を考える際には無視できないマスであると思います。やはり制度を考える際は、これが0.何%ということでしたら、制度としてそこは考えなくてよいのではないかということになりますが、やはり社会的弱者といえますかそういう人たちが10%もサービス提供の可能性がある、それから、これからは恐らく国際的な家族法こういう分野が増えてくると思いますので、やはりそこは今のお話を伺っても無視できない考慮対象になるのではないかというふうに思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 90%云々は、もしそれがチェックできるのであれば外弁に統計などをとってやるべきかなとも思います。

違う話になりますけれども、先ほど国際商法とかそういったことが出てきたと思いますけ

れども、おっしゃられたとおり今この制度で何を規制しているかと言うと、日本にロケーションを持つ弁護士に規制を課しているわけですね。要するに、中国からインターネットで1年生がアドバイスすることは規制をしていないわけです。それはこの世界において全くイロジカルだと思います。

何を一番規制しているかと言うと、日本に興味を持った若い弁護士が日本で働くことを規制しているのですね。そういうことをしていると、日本がビジネスセンターとしての競争力を失っていくのは、それは可能性として大きくあると思います。ですので、もともとこの規制自体というのがその保護に当たっているのかと言うと、今のインターネット時代でもともと本当にそうなのかと思うところはあります。

その上で、3年に戻りますけれども、制度として3年以上の経験を持っている者ではないと働けないというふうにしているということは、じゃ、日本の弁護士も3年経験を積んでいないと独立してはいけないと、それが制度ですよ。これは要するに、保護の名によって制度を厳しくして、実際のサービス提供自体を妨げているものだと思いますので、これが制度としてあるべきかどうか、それは私は今のインターネット時代ですとか日本の弁護士の在り方を考えて、相入れないものじゃないかと思っています。

○松下座長 どうぞ。

○岡田委員 岡田です。

今の御発言の中で、要するに日本で働けないというふうにおっしゃっているのですけれど、それは決してそうではないですね。まさしく本当は後の議論である、日本の労務提供をどれだけ認めるのかという議論があって、現実には本当にたくさんの人が日本で外弁のもと、ないしは日本の弁護士のもとで労務提供されているのです。

それで、次の議論になりますが、それはほとんど現地で仕事をしているのと同じようなことをやっているのだと、こういうところまでおっしゃっているわけで、決してこれでまさしくサービスをしていないわけではないので、決して完全にシャットアウトしているというようなイメージは大分違うなというのが、一つです。

それともう一つ、さっきからパーセントの議論があるのですが、もちろんこれ、多分誰もなかなか実証的なお話はできないのだらうと思うのですが、たしか前、第2回でしたか、日弁連から出された資料の中で外弁事務所の割合ということで、ソロプラクティスをやっている事務所が結構多くて、事務所としての割合で50%ぐらいありました。もちろんそこをどう評価するかというのはあるのですが、このような統計があったなというふうに記憶しています。

もう一つ、ビジネスに焦点を置いたとしても、先ほどお話が出たのですが、ここに来ておられる本当の大企業、超大企業と言っていいのかもしれませんが、そうじゃない大企業、それから中小企業。この中小企業、ないしは超大企業じゃないそこそこの中堅企業、こういう結構連続的な規模のものがあって、まさしくそういうところのビジネスをこれからぜひ外弁の方もやっていただかなければいけないし、日本の中小企業が間違いなくそのサービスを必要としているというそういう状況だと思うのですね。

私の経験から言うと、じゃ、日本の中小企業が弁護士を使えるかと言うと、日本の弁護士ですらほとんど使ったことがないとか、使い方を全然知らない、そういう中小企業が本当に多いのです。だから、やはりビジネスといっても本当は連続的な色々な幅があるということ

を、私は申し上げたい。決してここにおられる超大企業、そして超大事務所が提供するサービスを受けられているだけでは決してない。そうであってはいけないと私は思います。

○松下座長 はい。

○崎村委員 私が日本で働けないと言ったのは、いわゆるジェネライゼーションでありまして、日本に来て働いている人ももちろんいると思います。ただ、弊害になっているのは紛れもない事実です。

2年間の外国での経験が、たまたま家族関係などでずっと日本にいたために積めていないために、いわゆる外国法の弁護士としてのサービス提供を諦めてしまう人というのはいます。または、日本でサービス提供をするのを諦めてしまう人、日本にすごく深い関係があったり、日本語がうまかったり、その上でも諦めてしまう人、そういうのはいます。

ですので、働けないというのは、独立した弁護士として制度に問題なくサービスを提供できるかどうか、それを働けるか働けないか、それを私が申し上げたかったことです。

○松下座長 ありがとうございます。

○中西委員 色々お話を聞いていまして、幾つかコメントといたしますかお話ししたいと思います。

外弁制度が、拠点を日本に設けて、日本に來られて活動をしようという外国の弁護士の方だけを規制しているのではないか、だから、外国の弁護士のサービス提供のうち一体どれだけを規制しているのかという話につきましては、私も第1回のところで発言したのと同じです。それは同感に思っております。

それから、ビジネスか家族法かという話につきましては、この職業経験要件とかの話に直結しているかがちょっとよく見えなかったなというのが私の感想です。家族法の話があるから職務経験要件を課さないといけないというふうに果たしてなるのだろうかという気がいたしました。

以上2点は感想ですが、本筋に戻りまして、色々話聞いていると、結局何を念頭に置くかで意見が分かれているのかなと思いました。

一つは、原資格国の資格の取得の仕方について、御自身の出身国のようなものを念頭に置かれているのか、それとも制度としては世界中には色々な国があり得るので、最も極端な、試験だけで資格を取得できるという緩いところも念頭に置くべきかで、意見が分かれているのかなと思いました。制度としては、最も緩いところを念頭に置いて制度を考える方がよいと思います。原資格国に応じて分けてはどうかというのは、ちょっとあまり賛成しかねるところであります。

もともと、日本の法曹資格が果たしてそれほど入念に、資格取得までにプロセスを経ているのかという点には、若干違和感を、法科大学院に関係している者としては覚えました。予備試験とかもございまして。あと、司法修習の期間も以前と比べると大分短くなって1年というふうになっておりますし。比較対象である日本の法曹資格について、ロースクール制度の理想を前提に議論されているところは若干違和感を覚えた次第であります。

さて、職務経験要件の規制としての目的の合理性につきましては、これを否定するほどのデータとかは持っていないので、これを撤廃すべしとまでの意見では私はありません。しかし、目的との関係で、規制手段としての今の3年が重過ぎないかという点につきましては、どうも色々話を聞いていると弊害もあるのではないかという気がいたしております。

つまり、3年のうち少なくとも2年は外国でということ、若い方が一旦戻らないといけないという弊害ですけれども。そういたしますと、先ほどの司法修習も1年ということもありますので、1年ぐらいの職務経験要件ということになれば、かなり弊害も薄れますし、しかし全く撤廃するとまではいかない、結局のところは私としては陳委員と同じで1年に緩和するという案がいいのではないかと印象を持っております。

以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

○中島官房付 事務局から1点、発言をさせていただきます。

これまで、それぞれのお立場から、現在職務経験要件があることによる弊害、それからなくしたことによる考えられる弊害ということについて色々御意見をいただいていたところでございます。

先ほど加藤委員から御指摘のあった立法事実というところにちょっと話を戻しますと、今の日本の制度の建て付けといいますのは、イギリスなどとは違って、まず法律事務というのは弁護士でなければ扱えないということがまず出発点にありまして、そこから徐々に緩和をしてきた。外国で弁護士資格を取っている人には、一定の範囲で法律事務の取扱いを認めるという流れで進んできているところでございます。

そうしますと、立法事実としては、基本的には今ある規制をさらに緩和するための立法事実があるのかという考え方でこれまで検討されてきたのではないかと考えております。

まず、今の制度を緩和するだけの立法事実があるかどうかということで、先ほど主に外弁の資格をお持ちの委員の方から色々御意見出していたところでございますので、今まで伺ってきたところだと、弊害として今御指摘があったのは、日本でキャリアを積んでいきたいと考えている外国の弁護士資格保持者の方が、一度海外に出なければいけないといったようなところで不便が生じているということ、あるいは、外国で弁護士資格を取った方を日本で雇用するに際して、その方がすぐに日本で外国法事務弁護士を名乗ることができないといった、主に外国の弁護士資格を持っている方にとっての不都合ということが中心だったかと思えます。

一方で、ユーザーの側ですね、例えば日本国民一般あるいは日本で活動している企業の立場からの不都合といったことについては、何かあったら伺いたいと思えます。

特に前回の経団連のプレゼンテーションの中で、経団連が聞き取り調査をした結果では、経団連としては職務経験要件が必要だとまでは考えていないけれども、一方で職務経験要件を積極的に撤廃すべきだという御意見もなかったということでございましたので、もし職務経験要件が存在する弊害ということで、日本の国民、あるいは日本に居住している方、あるいは日本で活動している企業の立場からの弊害ということについて何か御意見をいただければと思えます。

○岡田委員 1点だけ確認させていただいてよろしいですか。

先ほど論点整理があつて、1番、2番という問題が論点として議論されてきました。ただ、例えば今の中西委員の御発言で弊害とかというのは、どちらかというと3番目の、要するに日本での労務提供をどれだけカウントするかということの議論に密接にむしろ絡むような議論です。もうそこに入っているという理解でよろしいのでしょうか。そちらに密接に関連するのですが。

○**松下座長** 3を中心に議論するのはこの次ということで、とりあえず今、1、2を中心にということですが。

○**岡田委員** はい、分かりました。それだけの確認です。

○**松下座長** 今の事務局からの問いかけは、職務経験要件が存在することで日本国民あるいは日本で活動している企業にとってどういう弊害があるのかという、その話でしたね。

○**中西委員** 弊害という言い方が語弊を招くのではないかと思いますけれども、要するに、これを例えば貿易の規制とかに置きかえてみれば、米の輸入規制をしているから日本の消費者が高い米を買っているというような話が現状で、規制を緩和すれば消費者が安い米を買えるとそういうふうになるわけですから、今の現状を考えれば、法的サービスについて外国法について供給が限定されているので、だからなかなか見つけられないとかそういうことですが、仮にそれを緩やかにすれば、もっと参入してくれて自由に適切なサービスが選べるだろうとそういう話なので。一方で弊害ですけれども、他方ではそういう福利の増大と言いますか、将来的に見ますと。

弊害と言うと、何かけしからん、そういうよからぬ弁護士とかの方から、いいかげんな人からサービスを受けて困るみたいな話ばかりが念頭にある意見が出てきそうな気がしたので、ちょっと発言いたしました。

○**亀井委員** 亀井です。ありがとうございます。

弊害の程度ということですが、例えば田舎の親戚が何かあったときに、近くに例えば私も全く知らないような国の原資格国の有資格者だという弁護士を名乗る方がおられて、その方がどうして日本で事務所を開いているのかということについて何ら情報がない、法務省のせめての資格要件のチェックすらないとすると、そういう場合に、果たしてその親戚にそこへ行って相談しろというふうに言えるかと言うと、これは全く自信はないと。少なくとも何か職務経験要件があつて、しかも法務省の申請を経て、懲戒はなさそうだということが前提としてあれば、とりあえず相談行ったらどうかぐらいのこのアドバイスのできるかもしれないぐらいの違いのことなのかもしれません。

大企業と先ほどからおっしゃっておりますけれども、何度か経験をビジネス分野でしますと、その事務所が信用できるかというところで物を見るようになりますので、そういう立場からしますと、この職務経験要件を超越したところでビジネスを依頼するということであつて、職務経験要件があつてもなくても全く不都合がないということだろうと思います。

反対にそういう経験がないときにリーガルサービスを頼むときには、何のよすがもないということに対して非常に不安があるだろうという程度ではないかと思えます。

以上です。

○**松下座長** それでは、中西委員どうぞ。

○**中西委員** ちょっと今の説明にコメントしたいのですが。よく分からない外国法についてのアドバイスを日本で受けたいというときに、結局、外弁の方がいなければ日本の弁護士の方のところに行くのだと思うのですが、法律上は日本の弁護士の方ももちろんその点についてアドバイスはできるのですが、本当は責任を持ってできるわけがないので、結局、当該外国法の資格を持っている方にオピニオンを求めるということになるわけで、日本の弁護士の方からしても、そういう方が日本にたくさんいてくれた方が、実は仕事がやりやすいかという気がするわけです。日本にいなければ、外国の事務所をお願いするということになるわけな

ので。

これが現実なんじゃないかなという感想を持ちました。

○松下座長 ありがとうございます。

それでは、崎村委員。

○崎村委員 最初のときの問題に話に戻ってしまうのですけれども、その職務経験要件に関して、じゃ職務経験要件があればよいということ自体は、その質を見ていないことに関しては、日本国民が保護されているかと言うと、保護は合理的な保護の仕方じゃないと思います。

地方の方が近くに外国法弁護士がいたからそれを使うかどうか、そういったことですが、日本のそういったサービス提供を受けようとする方を、例えばほかのサービスの提供を受けようかというふうに考えたときに、もともとそのサービスを提供するものがどういうものかということはある程度は考えた上で、その人からサービス提供を受けるのかどうかということを考えるのだと思います。

米を買うにしても、国産のものを買うのか外国のものを買うのかというのはそれはチェックした上で買うのだと思いますね。医者を選ぶのであれば、どういう医者であるかということ考えた上で選ぶのだと思うのですけれども。そういうことを考えると、単に3年の職務経験要件があるからいいというふうには必ずしも言えないですし、反対に言うと、消費者というのは、基本的にはサービス提供を受ける前にサービス提供者のことをある程度考えた上で提供を受けるかどうかを決めるのではないかと思います。

その上で、先ほどの話に戻ってしまいますけれども、それが今この規制が何をしているかと言うと、日本にいる人を規制しているのもあって、インターネットで聞こうかなと思ったときにそれは規制していない。それにおいて、日本にいる人をより規制で縛って、日本に深く関係ある人をより規制で縛っているとそういうことになっているのだと思いますね。その合理性を、私としては合理性があるものかどうかというふうに思っている次第です。

○松下座長 ありがとうございます。

当初申し上げた時間の区切りにこだわるつもりは全くないのですが、労務提供期間の方に進んでよいか、それとも、あるいは1、2についてなお御意見があるか伺いたいと思います。

○大村委員 基本的に、今までのところについて感想めいたことを申し上げたいと思います。両方の立場からの御意見を伺っていても、この職務経験要件というのが理想的な要件として位置づけられているわけではなくて、必ずしも実態に合わないといいますが、メーンの領域であるビジネスのニーズに合わないけれども、家族法とか少数のところの保護を考えなきゃいけないという考慮とか、それから少数であってもソロプラクティショナーがいらっしゃるとか、そういう事情を考慮して最低限の下、下という表現が適切かどうか分かりませんが、そういうラインのところに合わせてやむを得ず設けているような要件という印象を強く受けております。

そして、様々な観点から差し障りがあるという御意見はよく分かるのですけれども、それでは、それ以外にどういう要件がより妥当なのかと、撤廃という御意見ももちろん出ているわけですが、他方で、現実の多数の部分と少数の部分との調整を図るような考慮からなにかの要件が必要であり、そして、もし職務経験要件以外の適切な要件が見いだせないのであれば、職務経験要件そのものを調整していくというところに議論は収斂していくのかなという印象を受けたということだけ申し上げます。

○松下座長 ありがとうございます。

論点整理のこの1, 2について, なお御意見があれば伺いますが, 可能ならば3に進みたいと思いますが, よろしいでしょうか。

もしまだ御意見があれば, 適宜戻っていただくことにして, 1, 2とも密接に関係していますけれども, この3の労務提供期間の在り方について, 引き続きどなたからでも御発言をいただければと思います。

○亀井委員 亀井でございます。

先ほどからレブラン委員から, あるいは崎村委員から, 若い人が日本へ来たくて来て日本語を習得した後, そこからリーガルの仕事をした上で2年間, 帰らなくてはいけないという, そういう点が問題だと。これは第1回のときもそういうお話を聞きまして, それで事務局にお願いをしまして, この算入要件をもって申請する方の割合がどれくらいおられてということ調べていただきました。

そのときの御説明にありましたように, 申請される方の数字でいえばどれくらいでしょう, 30%, 35とか40とか, もうちょっと下でしょうか。しかも, 直近の一番疎明しやすい資料を使って申請されるということで, 直近に日本におられる方は, 仮に日本での労務提供期間を算入しなくとも要件を満たすとしても, あえて算入して申請される方もおられると, そういう御説明であったと。したがって, 数字からすると, 出ている数字よりも低いのではないかという御説明だったというふうに記憶しております。

外国法事務弁護士として資格申請される方の人物像というか人材像を少し, どんな方が多いのかなと思ってそういうお願いをしたわけですが, 大手事務所において, そういうわざわざ帰さなきゃいけないということが起きているということは, それはそうなのかもしれないのですが, おしなべてみますと, 日本で例えば大学を卒業してからロースクールへ行かれるのかそれは分かりませんが, 日本で働きたいと, まず日本へ来てそれから資格を取るという方よりは, むしろ原資格国で仕事をされた後に日本へ来られて日本語も勉強されるの方が割合的には多いのかなという印象を受けております。

そういう中で, 労務提供期間だけでいいと, つまり3年フルに例えばこれを算入することになりますと, ちょっとここに書かれている, 丸の2つ目といたらいいでしょうか, 「1年を上限」とすることの合理性というところになりますが, やはり労務提供との性質の違いということを考えますと, やはりそこを緩和するだけの材料というふうには見えないというのが私の意見でございます。

以上です。

○崎村委員 崎村です。

そのパーセントに関しては, ちょっとすみません, 覚えていないのですが, 1つ大きな, それに関して違いがあると思うのは, それはあくまで外弁登録をした人の中のパーセントを見ているのであって, 例えば日本でしか経験を積んでいないために外弁登録を諦めて, 要するに外国の弁護士として働くのを諦めてしまっている人, または日本で働くのを諦めてしまっている人, そういう人はいます。ですので, そういうことも考えないと, 外弁登録している人間の中でどれだけの人が日本での期間を数えているか, それをそれだけ見るのでは十分ではないと私は思っています。

○中島官房付 亀井委員から御指摘のあった労務提供期間を算入している方の数でございます

けれども、第2回の検討会で資料を出ささせていただきました。当然年によって差があるわけですが、平成23年から平成26年までのトータルで言いますと、外弁として承認を受けた方が176名、そのうち労務提供期間を算入していた方が78名でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 すみません、もう一度数字をお願いします。

○中島官房付 外弁として承認を受けた方の総数が176名で、労務提供期間を算入していた方がそのうち78名。

○松下座長 半分弱ぐらいの形ですね。

先ほど申し忘れましたけれども、もし4の特区についても御意見ある方は、あわせて御発言いただきたいと思います、時間の関係もありますので。

しかし、3を中心に御意見があればここで賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○陳委員 先ほど、中島さんの数字を聞いてびっくりいたしました。半分ぐらいです。ということは、その半分という数字を重く受け止めていただきたいと思います。

緩和は大前提で、こちらも緩和していただきたいと思っています。

補足なのですが、先ほど中小企業の方とか一般の個人の方がどうするかと。仮の話で3年間が1年間に緩和しますと、こういうことによって少数派が見捨てられたとは、全くそれは違いますね。そういうふうに理解をされたら困ります。あくまでも数字の問題ですね、その範囲で議論したいと思います。私は1年間で十分であると考えております。

あとは、先日の資料を拝見したところ、これらの外弁の中に問題があった人、処分された、処罰された人が何人かいました。まずは人数がそんなに多くはなりませんでしたが、何人か会費を払わなかったと。特に外弁業務上何か問題があったと、そういうことではないと思います。

あと、さらに言いますと、中小企業の方、個人の方、私の経験から言いますと、いきなり外弁のところにはほとんど来ないですね。ほとんどのパターンが、日本の弁護士の方から御紹介いただいてということは、我々の経験です。中小企業の方、個人の方がいきなり外弁のところ相談するという想定が、ゼロとは言えませんがなかなか高いと思いません。以上です。

○松下座長 ありがとうございます。

1点確認させていただきたいのですが、1年で十分とおっしゃったのは、職務経験年数が1年あればいいという御趣旨ですか。

○陳委員 職務経験と労務提供期間のどちらでも1年間で十分ではないかと思っています。

○松下座長 ありがとうございます。

この点について、ほかの委員の方いかがでしょうか。

○レブラン委員 レブランですけれども。

みなさんも前の話からもう分かっていると思いますけれども、一番弊害になったのは現実的には海外の職務経験要件です。それはエンドユーザーの観点からそして法律事務所の観点から一番問題になったということだと思います。

多分、理想的に要件全体を少し見直すことはいいと思いますけれども、本当に規制を少し緩和したければ、この海外の要件を少し緩和していただければ、この目的を達成できると思

います。

○**松下座長** 今の御発言は、職務経験要件を仮に残すとしても労務提供の算入期間を長くすれば、それである程度は緩和できるという御趣旨でしょうか。

○**レブラン委員** そのとおりです。

職務経験要件の中で一部を海外でやらなくてはならないことは一番現実的な問題ですので、それは一番お金がかかったり個人の生活に支障が出ることですので、3年間の経験とかはある程度能力があることを担保することと思えば、そこはちゃんと法律事務所ですらそういう経験さえできれば、ある程度倫理上の問題はなかったということを実証できると思いますので、最終的にその方向に行けば、私個人の観点からこの委員会は成功になったと思います。

○**中島官房付** 今のレブラン委員の御意見の趣旨を確認したいのですが、先ほどレブラン委員の方から海外に2年間出なければいけないことについて不都合があるというお話がありました。一方で、仮に3年間の職務経験要件を維持するとした場合でも、労務提供期間を3年丸ごと算入することができるようになった場合、その場合は不都合というのは事実上解消されるという御意見と受け取ってよろしいですか。

○**レブラン委員** ごめんなさい、その趣旨はまだ。

○**中島官房付** 仮に、現在の職務経験要件3年というのは維持した上で、労務提供期間を今の1年上限ではなくて3年間丸ごと算入することができるようにした場合、そうした場合でも、外国の弁護士の方にとって不便なこと不都合なことというのは何か残るのか、あるいはそういった労務提供期間を丸ごと算入することができるようになれば、問題点というのは事実上解消されるとお考えなのか。

○**レブラン委員** ある程度そう、3年間、もっと直接的、積極的な役割を果たせないという点に残り、大手事務所でも一番適切な作業をやった方がいいということですので、まだ色々な弊害があると思いますけれども、一番重い弊害が少し解決できると思います。

○**松下座長** 2年外国に出なければならぬという弊害は消えるが、しかし、自分の責任で仕事ができないという点が残るということですね。

はい。

○**出井委員** これまでの検討会で、私を含めて何人かの委員から述べたことの繰り返しになるかもしれませんが、申し上げます。

この職務経験要件を仮に前提とする場合に、一定期間のいわゆる日本における資格に基づかない労務提供、これを算入できるという制度になっているわけですね。そういう制度をとった前提は、これは立法担当者の解説などにも出ているように、資格国における資格に基づくリーガルプラクティス、法律実務と日本における資格に基づかない労務提供、これは質的には異なるものであるという前提、これが大前提だと思います。しかし、その前提のもとでも、やっている仕事の中身は結構共通性があるので、それで例外的に政策的に一定期間算入すると、そういう前提。これをコンセンサスにできないのかなと思っています。

それがそうではなくて、この2つはもう同じなのだ、日本における労務提供も資格国におけるリーガルプラクティスも同じなのだという前提に立つのであれば、全然話は違ってくることになってますが、私はそういう前提には立てないというふうに思っておりますので、そういう土俵をまず確認、私のポジションを申し上げたいと思います。それが1つです。

それから、緩和したらどうなるのかというのは、割と答えは簡単で、もちろんこの要件を、

算入期間を延ばすあるいは場合によっては全部算入してしまうということになれば、サービスプロバイダーというか日本で外国法事務弁護士の資格を取ろうと思っている方で、これは外国人の方もいるし場合によっては日本人の方もいると思いますが、そういう方々にとってはもちろん便利になると思います。ただ、司法制度としてそういうことを認めてよいのかと、そういう建て付けであると思います。

それから、最初に申し上げた日本における資格に基づかない労務提供というふうに申し上げましたが、これは事実としてもそれは守られているということが、前回のヒアリングでもセドラックさん、それから別府さんの御発言からもそれは確認できたと思います。ただ、私が先ほど申し上げた2つの日本における労務提供と外国における本国における資格に基づくリーガルプラクティス、これ、どれくらい同質のものがあるのか、ここは恐らく見解が分かれるのだと思います。

これまで色々な場面で大ローファームを前提とすべきではないということも申し上げていましたが、今私が申し上げた話はこれは大ローファームでも同じ話であると思います。大ローファームであっても、やはり資格に基づくものと基づかないもの、これは弁護士の仕事の少なくとも意識としては大きく違うという認識ですので、そこだけは申し上げておきたいと思います。

○松下座長 まず加藤委員から。

○加藤委員 加藤です。

原資格国での弁護士としてのプラクティスと国内における労務提供、弁護士としてのプラクティスと労務提供との質の違いというところで、全く質の違いがないということではなく、先ほど出井委員からお話がありましたように、一応そこは違いがあるということなのだろうなと私は思っています。つまり、クライアントに対して直接責任を負うのかどうかという点での質的な違いは、やっぱりあるのだろうなとは思っています。

一方で、質的な類似性があるからこそ政策的に1年間を算入するというにしているとおおり、類似性とはいうとこれはかなり高いのだろうとも思っています。ちょっと感覚的な話になってしまって恐縮なのですが、私自身、過去に国内の法律事務所で勤務していたことがございますので、そのときの感覚から言っても、相当高いレベルでの職務内容の類似性はあるのだろうなと思っています。

であるならば、1年間政策的に期間を算入できるのであれば、それが何で3年ではいけないのかというのが私の意見です。

実際に、ずっと日本で働き続けたいというふうに考えてらっしゃる外国の弁護士の方が、2年間この要件を満たすためだけに本国に戻らなければいけないといった弊害が生じているということなのであれば、そこはもう政策的に算入を認める範囲を1年から3年に増やしてよいのではないかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

岡田委員、お願いします。

○岡田委員 この問題もまた、若干同じ根っこの話なのかもしれないなと思って聞いていたのですが、たしか日弁連の方で、むしろ家族法とかをやっておられる外弁の方にお話をお伺いすると、やはり本国での経験がものすごく重要だと。そうだろうというのはよく分かるのですが、本国での実務経験はものすごく重要なのだというのを強くおっしゃっておられました。

ただ、もちろんビジネスの世界、ましてや今、皆さんが議論したような、基本的には大手の事務所のプラクティスを前提にすると、前々から議論されているように実質近いのではないかという議論、これは私自身もよく理解しています。その弊害が起きているというのも、私なりに理解をしているので、結局この問題も、やはりどこでバランスをとるのかという問題なのかなと聞いておりました。

○松下座長 どうぞ。

○出井委員 出井です。加藤委員の御意見を聞いて、ちょっと補足をしたいと思います。

私も政策的にこれは例外的に認めたという認識なのですが、政策的に認めたからといって、政策的だからどこまで認めていいということには、恐らく制度論としてはならないのだと思います。

仮に3年の職務経験要件が必要とした場合に、それを全部日本における労務提供で置きかえられるとする場合、そういう制度をとる場合は、これは制度としては両者を同視するという立法判断をしたということになると思いますので、前提として質が違うという前提に立つとすると、制度論としてはおかしいのではないかというふうに思います。

それから、どの程度まで緩和してよいのかというのは、これは政策の問題だと思いますけれども、ここでも考えないといけないのは、職務経験要件が設けられている趣旨です。これは先ほどかなり議論をして、私自身も本当にこれが合理的な制度なのかということは若干の疑問は持っておりますけれども、諸外国でもとられているし、一応の合理性はあるというふうに思います。

その一応の合理性というのは何かと言うと、これも前申し上げたし、それから立法担当者の解説もそうだったと思いますが、一定期間原資格国で仕事をするることにより、かつ倫理的にも欠けることがなかったということの一応の証明になるというのが、職務経験要件をハードルとしてスクリーニングとして課す理由になっております。

そうすると、それが原資格国を離れたところでの労務提供で全部置きかえられるというのは、やはりその職務経験要件の趣旨からするとおかしいことになるのではないかということだけ、補足しておきたいと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

○崎村委員 崎村です。

外国での、原資格国での経験の質が、やはり日本で労務提供が行われている仕事の質と違うという話になりますと、もともとの質をチェックしていない中でその前提というのは合理的なのでしょうかということをお願いいたします。基本はそれだけです。

あと、やはり労務提供期間を数えないということになりますと、先ほどから申し上げていきますように、外弁登録自体を諦めてしまう人というのがそれなりにいらっしゃるという認識です。

そういう中で、そういった人が日本で自由に働けないような制度を持っているということは、日本の弁護士またはリーガルサービス市場の競争力を低下しているものだと思いますし、諸外国でこの職務経験要件と、またこの労務提供期間もですけれども、それを使用しているからといって合理性というふうに認めるべきかどうかということは、ちょっと疑問に思います。反対に、これから日本がより国際化していく中で、日本は積極的にこの規制を見直して、とても魅力的なビジネス市場であるということを積極的に世界に発信していくことが、この

規制を見直すことでできるのではないかと考えております。

○松下座長 ありがとうございます。

○中西委員 これは崎村委員の発言の最初にあったのと同じですけども、どういう運用を職務経験要件の審査でしているかということについて第1回での紹介にありましたけれども、あれを見る限りあまりチェックになっていないような気が私もいたします。それよりは、日本で、日本の弁護士事務所とかで1年間働いてました、ということの方が、よっぽどその人がちゃんとしているということの担保としては、なっているのではないかなという印象を持っています、実質的には。

あと、もう一つは、外弁の方が本国でされている話と労務提供という形でしている話の違いというのは別に、もう一つの視点としては、日本の大きな事務所とかに雇われた1年目のアソシエートの人が最初1年間やっているような仕事が、果たしてどの程度責任を持ってやっているような仕事なのかと、ここでも実質的に考えた場合には、本来の弁護士としての仕事なのか、またそれと外弁の方が労務提供という形でやっていることとどの程度違うのだろうかということも、実質論としては思っています。

それ以上のことは、実は私、この3の論点には特に意見はありません。

○松下座長 まだまだ御議論あろうかと思いますが、そろそろお時間ですので、特段ここでもう一言ということがなければ、ここで議論を打ち切りたいと思います。

特区については特に御意見がなかったですが、前回の経団連の方からのプレゼンで、どういう意味があるのかという御発言があったように思いますけど、今日は特段の御意見はないというふうに理解してよろしいでしょうか。

それでは、活発な御議論、どうもありがとうございました。

そろそろ予定の時間ですので、本日の会議はこれで終了とさせていただきますと思います。

それでは最後に、次回の予定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○中島官房付 まず、本日の議論でいただきました御意見を整理した上で、次回の具体的な議事、それから進め方につきまして、座長と御相談をさせていただいた上で、委員の皆様にもお知らせをしたいというふうに考えております。

次回の日程につきましては、7月22日の午前10時から12時を予定しております。

本日はどうもありがとうございました。

○松下座長 場所は決まっていましたか。

○中島官房付 次回は、日弁連の弁護士会館で開催する予定でございます。

○松下座長 どうも今日はありがとうございました。

—了—